



発行所 北海道清里町役場 電話(代表)16番 編集発行人 総務課

昭和三十六年度

町費予算きままる

特別会計

簡易水道会計 一六六万円
国保事業会計 一千二九六万三千円
国保直営病院会計 二千四二七万九千円

一般会計

9,022万7千円

第三回定例議案説明にさきだち、町長会、町長の施政方針に対し町議会は三月の昭和三十六年度施政方針の一般質問が、活潑に行われ、午後より予算に関連する条例の設定及び一部改正の条令が上提され、小口総務課長より提案理由及び内容の説明があり第二日目をとり、第三日(二十五日)及び議事録を、第二日(二十三日)定例開会、議案十一件、諮問一件)

昭和36年度施政方針

町行政振興の確立と

平和な町づくりの努力する

清里町長 中村弥一

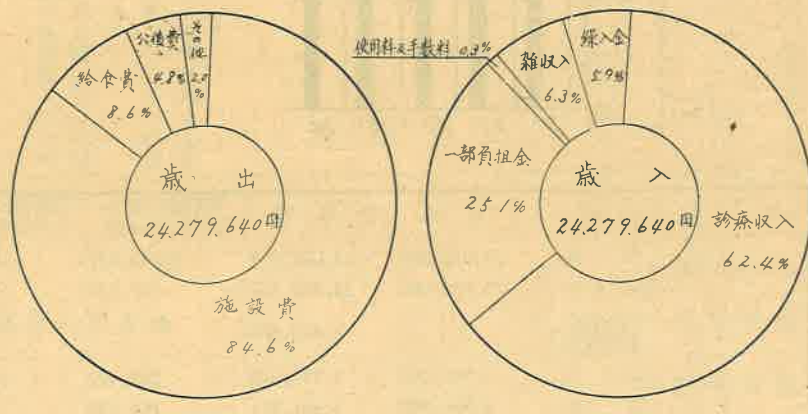
昨年は、融雪期において、力と関係者の適切な指導により、予想以上の収穫を収め、以って農家経済の安定に寄与することが出来た。町政に対する深い熱意と共、その後幸にして天候の回復と共に生産者の不断の努



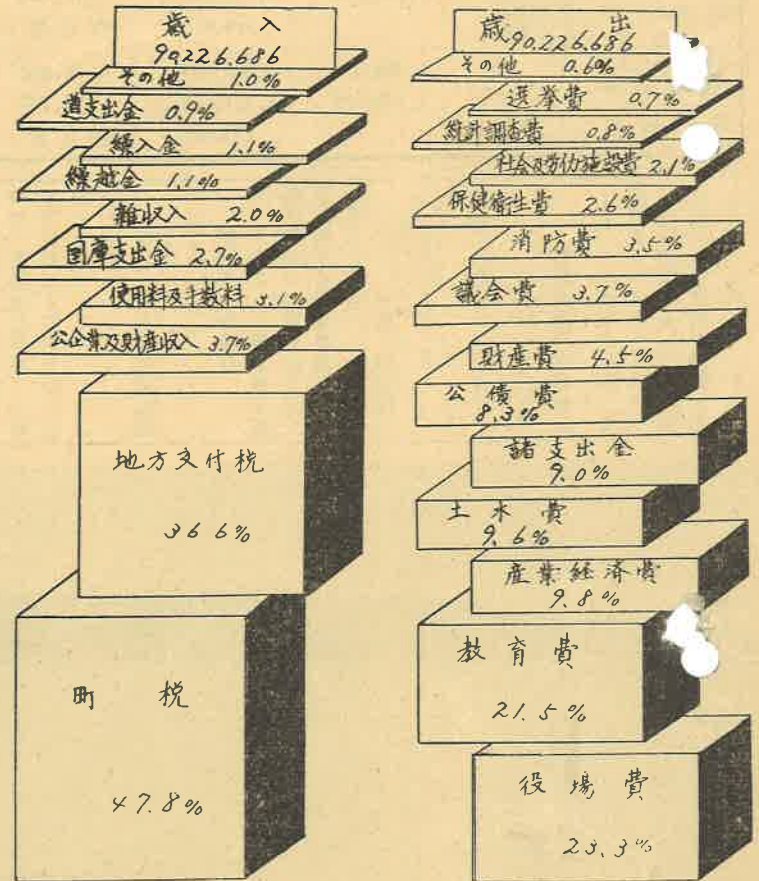
人の動き

世帯数 1,903
人口 11,150
男 5,664
女 5,486
(3月31日現在住民登録)

国保病院特別会計予算



一般会計予算



昭和三十六年度 固定資産税の賦課について

一、評価額の決定
昭和三十六年度は、固定資産評価の基準年度に当り、評価額の決定は、四月二十四日迄に行われ、評価額が確定した。...

二、評価額等に対する審査
課税台帳を縦覧して、その登録事項について不服がある場合は四月二十四日迄に、固定資産評価審査委員会(事務局は、役場税務係)に対して、審査の請求をすることが出来ます。...



結婚記念
お祝いします

国民健康保険事業のあらまし

本町の国民健康保険事業とは、皆さんの御理解と御協力により、毎年運営状況がよくなつておりますが、町や皆さんが、ともども一層努力しなければならぬ問題もたくさんあるわけですから、御承知のように昭和三十六年四月一日より、国民のすべてが、いずれかの医療保険(社会保険、共済組合、国民健康保険等)に加入する制度、すなわち国民皆保険が実施され、国民全員が医療の恩恵を受けられる事になったのであります。皆さんは、この制度について、よくお分りの事と思ひますが、お互いに迷惑のかけないようにするため、今一度御認識を頂きたいことをお知らせします。

最近の事業の内容を御承知してお知らせしますので、その手続等に、間違いのないようお願ひ致しますとともに、今後益々この事業の運営が、発展するよう、よろしく御協力をお願い致します。この事業のあらましを問答式にしました。

「問」 国民健康保険事業とはどんなことをするのですか
 「答」 国民健康保険制度は組織的勤労者(社会保険等)に加入しているものを除く、一般農民と自営の中小企業者、その他の者を対象とする「地域疾病保険」であり、市町村が必ず公営としてこれを行い、その運営は住民

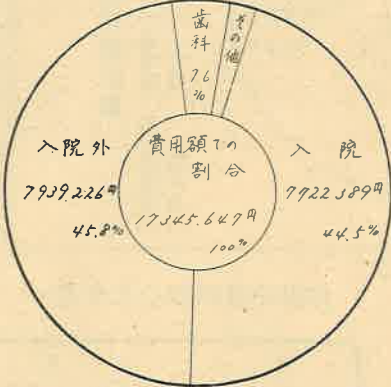
国民健康保険税はどのように使われたか

昭和34年度附加給付状況

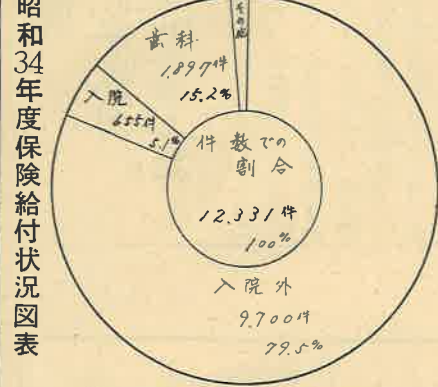
昭和三十四年度の決算状況をお知らせします。

△歳入	51,500円
保険税	46,900円
国庫支出金	5,800円
繰越金	7,000円
その他収入	1,000円
合計	62,200円
△歳出	145,000円
役場費	85,900円
保険給付費	25,000円
保健施設費	23,000円
その他支出	11,100円
合計	145,000円

収支差引残九七五万円で、準備金積立として三〇万円翌年度繰越額六七万円となつております。



区	件数	男	女	合計	給付額	一件当りの給付額
助葬	66	24	49	115	57,500円	500円
産祭計	90	38	14	52	38,000円	1,000円
費用	153	63	90	153	95,500円	624円



昭和34年度保険給付状況図表

北の一家 工藤 恒美

規定に基いて、国民健康保険の被保険者より除外されます。

(1) 他の健康保険(社会保険)の被保険者及びその被扶養者。
 (2) 日雇健康保険の被保険者手帳の交付を受けてから一年を経過しないもの。
 (3) 生活保護法の規定による各種扶助の適用を受け三ヶ月を経過したもので、保護が廃止されたもの。
 (4) らい療養所の入所患者
 (5) 外国人
 (6) 町民税を減免されたもの。

「問」 被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

「問」 国民健康保険の被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

「問」 国民健康保険の被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

「問」 国民健康保険の被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

「問」 国民健康保険の被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

「問」 国民健康保険の被保険者が異動した場合の届出について、お知らせ下さい。
 「答」 国民健康保険の被保険者が異動する場合は、資格の取得並びに資格の喪失のことをいいます。

その日から十日以内にその旨を役場保健係又は緑町支所へ届出なければなりません。(世帯主は届出の際に、被保険者証と印章を持ってきて下さい。異動の事実が発生した日より十日以内に届出しない場合は、二千元以下の過料が科せられますので期日必ず届出して下さい。猶被保険者でなくなつた者が、届出をしないで、それを使用した場合は、不正使用となり、法律に基いて罰せられますので、充分気をつけて下さい。

「問」 親元を離れて学校へ行つている場合、説明して下さい。
 「答」 住所が清里町にあり、且つ学資等の援助があれば被保険者ですから、被保険者証をその者の分のみ分離して交付しますから係出下さい。

「問」 医療給付の内容を説明して下さい。
 「答」 疾病、負傷した場合に国民健康保険として登録している医療機関の窓口にて被保険者証を提示し、且つ学資等の援助があれば窓口にて支払えばよいこととなります。従来歯科補綴(冠歯、入歯等)は給付して居りませんが、四月一日より給付することになりました。随つて、保険医療費につ

いては全部半額で診て貰います。

猶、被保険者が旅行中の発病、緊急その他止むを得ない事情で被保険者証を提示できない場合は、整骨院で治療を受けたときは療養費払となりますので、全額病院へ支払しましたら、その領収書と印章を持参の上役場迄お出願下さい。町ではこの領収書の内容を審査して支給すべきものであるときは、審査した額の半額を後日本人に支払い致します。

その他保険給付として助産費と葬祭費を支給しております。被保険者が出産又は死亡した場合、助産費として五〇〇円、葬祭費として一〇〇〇円を即時支給しておりますので、この事実が発生した場合、被保険者証と印章を持参して下さい。

「問」 国民健康保険税についてお知らせ下さい。
 「答」 前にも述べましたが、いざ病気が怪我になつた時に安心して治療を受けられるように平常から僅かのお金を出し合つてお互いに協力し合うという相互扶助による共済制度の観点から、目的税として国民健康保険税を一般町税と同じ方法で賦課徴収されることになつております。又国民健康保険税は所得税の申告当り、所得控除の対

象となり、所得税が多少安くなります。

保険税の額は本年度の場合一世帯平均五五五〇円の額で賦課されます。一世帯当り五万円を超えた場合は五万円を打切つて賦課されます。

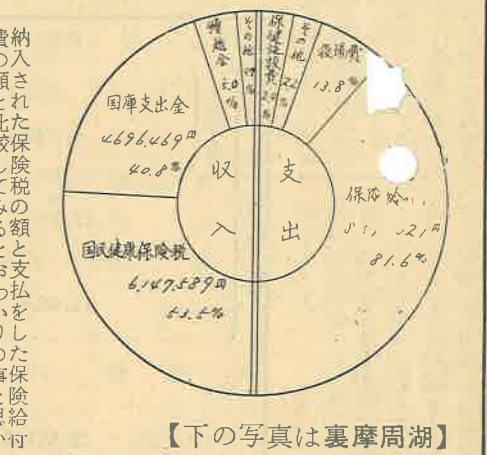
猶保険税は次の賦課方法で課税されます。即ち所得割、資産割、均等割、世帯割と夫々割合を求めて税率が決定されます。その税率によつて夫々の容体に乗じて得た額も合計したのが、各々の保険

税の賦課額です。本年度の税率については現在の処決定していませんので、近く国保運営協議会に図り決定する事になつて居ります。

保険税の賦課期日は四月一日でこの日現在の世帯及び人員に賦課しますが四月二日以降に一世帯の全部が資格を取得したとき、又は資格を喪失したときは月割計算で賦課又は減額します。世帯内の異動については、保険税の額は変更されません。賦課月は五月、九月、十一月で五月は前年度の保険税の三分の一の額で算定し(仮算定という)賦課し、二期及び三期で本算定の際調整の上賦課することになつております。

以上が国民健康保険事業のあらましですが、わからないことがありましたら、役場保健係又は緑町支所へお尋ね下さい。

昭和34年度国保事業 会計決算状況図表



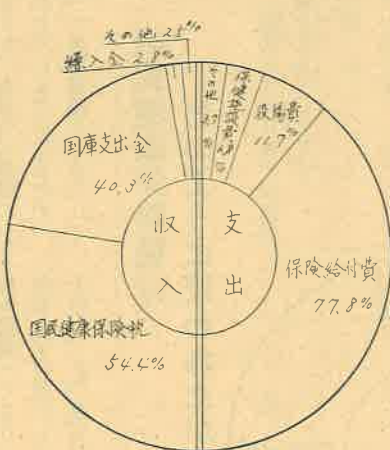
昭和三十六年度 国保特別会計予算が 決まりました

昭和三十六年度国保事業特別会計予算は去る三月の定例町議会で可決されましたが、その概要は次の通りです。

昭和三十六年度より給付の対象とした特別会計予算は去る三月の定例町議会可決されましたが、その概要は次の通りです。

昭和三十六年度 国民健康保険税の賦課額

一世帯当り 五、五五〇円
一人当り 九八八円



アングルドローザーが 更新されました



先に開催の議会で更新すアングルドローザー(三菱日本重工業)の更新を認められたアングル株式会社製、ふそうBDII

国保事業特別会計予算

入			出		
科 目	本年度予算額	割合	科 目	本年度予算額	割合
国民健康保険税	7,060,000	54.4%	役 場 費	1,518,900	11.7%
財 産 収 入	22,300	0.2	保 険 給 付 費	10,089,400	77.8
使用料及手数料	40,000	0.3	保 健 施 設 費	878,700	6.8
国庫支出金	5,222,500	40.3	財 産 費	122,300	0.9
繰入金	365,000	2.8	公 債 費	40,000	0.3
繰越金	233,000	1.8	諸 支 出	283,500	2.2
雑収入	20,000	0.2	予 備 費	30,000	0.3
歳 入 計	12,962,800	100	歳 出 計	12,962,800	100

保健婦日記から

吉多保健婦訪問記録より

成人病

この言葉は、とまどき耳に入ってくる言葉です。殊に死因の一位を占める脳卒中には全国で、「四分間に一人」の割合です。しかしこの病気は何等の自覚症状もなく突然起る場合も、多いため、定期的健康診断を受け自分の健康に科学的な、正しい知識を持つて生活しなければ、なりません。

あるケースの訪問より
血圧の高いSさんと、生後二カ月に近い第一子の発育状態観察のため、期待、不安の入り混じった気持ちで訪問する。Sさんの血圧前回健康相談の時より、回気味、自覚症状特になし、医療機関にも遠いため服薬

玄関先きで見知らぬ大人変な元気がなっている、しどろもどろの動きが見える。何かあかし左半身の浮腫が目立ちるのではと、思いながら玄関先きに入ったが、まさかSさんが倒れたとは思われない。しかし最初に目についたのは、坐布団に寝ているSさんの姿であった。

春先の栄養に注意を

春先になると、からだの牛乳や海そうなど、カルシウム不足を感じますが、これは長い冬の間に、新鮮な野菜が不足したり、とかく栄養のバランスがとれない食事が続いているため、知らず知らずのうちに、ビタミン類のとり方に不足していることが多いのです。

山火予防に 協力しましょう

火入許可書をお持ちですか

ちよつとの油断で起る山火は、四月から五月にかけて一番多く発生します。この時期には造林や農耕のため火を使用しますので、これを防ぐために火入許可書を持っています。火入は部落毎に共同で行い出来るだけ大勢の人で一定の指揮者の下で安全に行うこと。

昭和34年度1ケ年間の国保診療報酬及療養費給付状況調

区 分	件数	日数	費用額	負担割合	一部負担分	結算額	一件当り			一月当り費用額		
							日数	費用額	費用額			
療 養 費	入院	655	11,305	7,722,389	3,784,233	3,784,329	153,827	17.3	11,790	694	643,532	
	入院外	9,700	28,725	7,939,226	3,835,036	3,835,150	269,040	3.0	818	276	661,602	
	歯科診療	1,897	7,316	1,314,143	657,056	657,087	—	3.9	693	180	109,512	
	小 薬	12,252	47,346	16,975,758	8,276,325	8,276,566	422,867	3.9	1,386	359	1,414,646	
	計	8	(10)	13,436	6,717	6,719	—	—	1,680	—	1,120	
合 計	12,331	47,932	17,345,647	8,461,256	8,461,524	422,867	3.9	1,407	362	1,445,470		
昭 和 33 年 度 積 累	10,263	34,648	10,812,905	5,286,610	5,197,877	328,418	3.3	1,053	297	—	901,075	
受診率	166.7%			平均世帯数	1,295世帯	一世帯当り費用額	13,394円					
				平均保険者数	7,384人	被保険者一人当り費用額	2,349円					

許可を受けても強風で受けること
危険のときは火入をしない
火入が完了したら残火の完全消火を確認すること、無許可火入者には罰金がありますので、注意しなさい。

国民健康保険の被保険者証が新しくなりました
すでに皆さんのお手もとに配付になりました。国民健康保険の被保険者証は、本年の四月一日から明年の三月三十一日までの有効期間です。

山火危険週間 4月—6月

火入れをするときは 必ず町長の許可を受けましょう